

平成 22 年度 第 2 回京都市上下水道事業経営評価審議委員会

次 第

開 催 日 平成 22 年 11 月 5 日（金）

開催時間 午前 10 時～正午（終了予定）

開催場所 キャンパスプラザ京都 2 階 第 2 会議室

- 1 開会
 - （1）委員及び上下水道局出席者の紹介
 - （2）委員長あいさつ
 - （3）会議の公開等について
- 2 平成 22 年度経営評価に関する報告
- 3 企業改革プログラムに関する報告
- 4 経営評価等に関する審議
- 5 今後の予定等
- 6 閉会

第 2 回委員会配付資料

次第

出席者名簿

配席図

- | | |
|------|------------------------------------|
| 資料 1 | 京都市上下水道事業経営評価審議委員会の会議の公開に関する要領 |
| 資料 2 | 平成 22 年度第 1 回京都市上下水道事業経営評価審議委員会議事録 |
| 資料 3 | 平成 22 年度経営評価における改善点 |
| 資料 4 | 企業改革プログラムに基づく取組実績について（平成 21 年度） |

平成２２年度 第２回京都市上下水道事業経営評価審議委員会出席者名簿

◆ 審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏名	役職等
えちご しんや 越後 信哉	京都大学准教授（大学院工学研究科）
かみで みき 上出 樹	上下水道サポーター ※
こばやし ゆか 小林 由香	税理士
つざき けいこ 津崎 桂子	社団法人京都私立病院協会事務局長
○ にしむら ふみたけ 西村 文武	京都大学准教授（大学院工学研究科）
◎ みずたに ふみとし 水谷 文俊	神戸大学教授（大学院経営学研究科）

◎：委員長，○：副委員長

※ 上下水道サポーターは、施設見学やアンケート調査等の活動を行う上下水道モニター（毎年度、市民の皆様から公募。任期は当該年度）として御活動いただいた方のうち、引き続き、上下水道事業への御協力を申し出られた方です。

◆ 事務局

上下水道局総務部総務課

◆ 京都市

上下水道局次長

技術長

総務部長

総務部経営改革担当部長

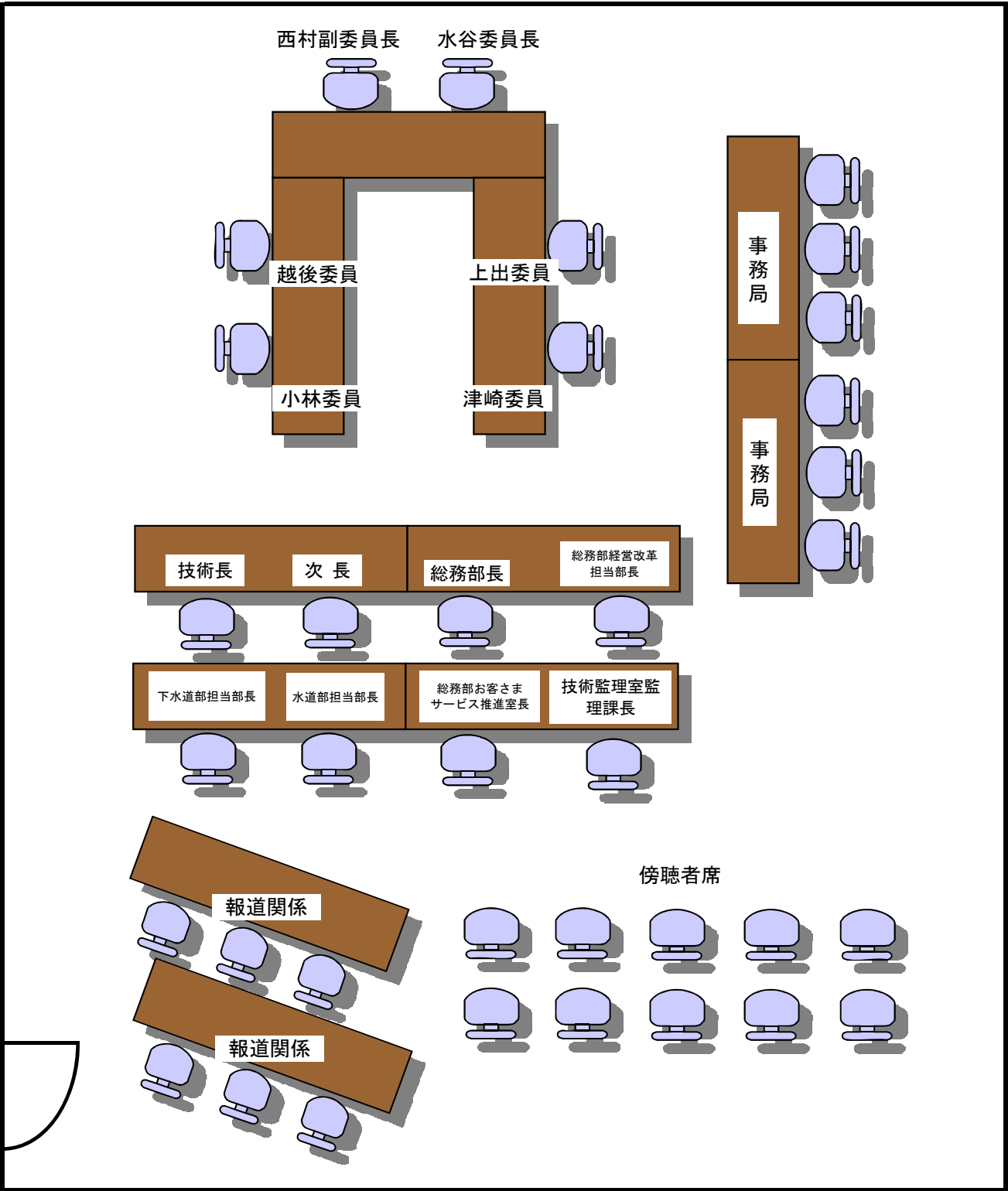
総務部お客さまサービス推進室長

技術監理室監理課長

水道部担当部長

下水道部担当部長

平成22年度 第2回京都市上下水道事業経営評価審議委員会配席図



京都市上下水道事業経営評価審議委員会の会議の公開に関する 要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営評価審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者

(4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。
- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年7月31日から実施する。

平成 22 年度 第 1 回京都市上下水道事業経営評価審議委員会議事録

日 時 平成 22 年 8 月 2 日 (月) 午前 10 時～午前 11 時 25 分

場 所 京都 J A 会館 (京都市南区)

出席者 (五十音順, 敬称略)

1 委員

越後 信哉 (京都大学准教授 (大学院工学研究科))
襲田 美穂 (上下水道サポーター)
小林 由香 (税理士)
津崎 桂子 (社団法人京都私立病院協会事務局長)
西村 文武 (京都大学准教授 (大学院工学研究科))
水谷 文俊 (神戸大学教授 (大学院経営学研究科))

2 京都市

次長, 技術長, 総務部長, 総務部経営改革担当部長,
総務部お客さまサービス推進室長, 技術監理室長, 水道部長 (代理 水道部管理課担当課
長), 下水道部長, 事務局(総務部総務課)

次第

1 開会

- (1) 委員及び上下水道局出席者の紹介
- (2) 京都市あいさつ
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 会議の公開について

2 経営評価制度の充実に向けた審議

- (1) 上下水道事業に関する報告
- (2) 「上下水道事業経営評価制度等に関する意見 (平成 21 年度)」に基づく取組に関する
審議

3 今後の予定等

4 閉会

内容

1 開会

(1) 委員及び上下水道局出席者の紹介

(2) 京都市あいさつ

次長 太田達也

(3) 委員長あいさつ

水谷委員長： 昨年度は、京都市上下水道局の上下水道事業経営評価制度の一層の充実を図るため、委員の皆様と3回の有意義な議論を経て、「上下水道事業経営評価制度等に関する意見」として取りまとめ、上下水道局長に提出した。

本年度の目的は、より充実に向けた審議を行い、市民に有益となる評価の方法を提示していきたいと考えている。昨年度同様、委員の皆様の忌たんのない意見を頂戴したいと思っているので、よろしくお願いいたします。

(4) 会議の公開について

京 都 市： 資料の説明（資料1）

水谷委員長： 本日の会議は公開とし、議事録については、後日公表することとする。

2 経営評価制度の充実に向けた審議

(1) 上下水道事業に関する報告

京 都 市： 資料の説明（資料2、資料3）

水谷委員長： 資料2について、①収入の減少についての質問だが、使用水量の減少は、特に大口使用者が減少しているように見受けられるが、要因は把握しているか。②有収水量と有収汚水量は基本的に連動するはずだが、有収水量の落ち込み以上に有収汚水量が落ち込むのは何故か。地下水利用などが増加しても、下水の使用量は変わらないのではないか。メーターからの漏れはないのか。

京 都 市： 水道水については、20年度がリーマンショックに伴う景気低迷の影響で前年度比2.4%減少した。21年度は対前年比△1.2%と減少幅が小さくなっている。業態別でみると、一般住宅については、前年度比0.1%減少でほぼ横ばい、事業用ではほとんどの業種で減少が著しく、一般事務所で4.8%、商業施設で4.3%、製造業で7.8%、京都の地場産業である染色業では10%減少している。

なお、21年度の上半期に10%以上減少した大口使用者に対して、実態調査を行ったが、景気低迷や節水機器の導入等による影響が大きいという結果が出て

いる。

2点目の下水の落ち込みについてであるが、汚水の約1割を占める井戸汚水が21年度は極端に下がっており、景気低迷を背景に製造業を中心として、特に染色業の落ち込みによる影響があった。22年度第1四半期はわずかながら回復傾向に見えるため、21年度が一過性のものなのか、構造的なものなのかの分析を続けている。

西村副委員長： 一般家庭の節水は想像できるが、産業界（製造業）の節水とは具体的にどういうものか。

京都市： 産業界では、生産量の減少に伴う使用水量の減少が一つある。二つ目に、ISO14000では、電気、ガス、水道などの効率的な使用が目的となっており、これらの取組による影響が考えられる。また、ビル関係で節水型機器の普及が進んでおり、特にトイレはビル排水の大部分を占めていることから、利用者の意識に関わらず構造的に節水となっていく。

(2) 「上下水道事業経営評価制度等に関する意見（平成21年度）」に基づく取組に関する審議

京都市： 資料の説明（資料4、資料4-2、資料5、資料6）

水谷委員長： 事業のPRについてだが、資料5「関する意見」に基づく取組、資料6市民向け小冊子の骨子(案)共に簡潔に分かりやすくまとめられている。市民向けPRについて、一般の方に上下水道局がどういう事業、活動をしているか知ってもらうことは確かに重要だが、一方で、利用の落ち込みが大きい企業、事業者向けにはきちんとPRできているのか。市民向け小冊子に事業者向けのPRを入れることも検討してはどうか。

京都市： 小冊子の作成について、今年度は一般市民の方に分かりやすく伝えることを基本において作業を行っている。作成した小冊子を基に、事業者向けのPRについても御意見をいただけたらと考えている。

越後委員： 資料6のⅢ③取組項目評価についてだが、毎年の達成状況をA～Eで表すことについて、内部資料としてはいいと思うのだが、外向けの冊子として考えた場合、少し抵抗を感じる。事業全体に係る目標への達成度で示した方が良いのではないか。

京都市： 自己評価をA～Eのように段階評価で表すことについては、京都市の他の行政評価でも同様の手法をとっている。基本的には1年間の事業管理ということで、21年度の事業推進方針に基づく取組結果を評価することになるが、単年度だけではなく、中長期の目標に対する達成度や、国際規格であるガイドライン指標な

ど客観的な指標を合わせて掲載することで、見せ方をうまく工夫しながら全体の構成を考えていきたい。

襲田委員： 市民向け小冊子は、どういう人を対象に考えているのか。小冊子は確かに水道事業にある程度関心のある方については分かりやすいと思うが、関心のない方については、いきなり経営評価のことに触れられても分かりにくく、読んだだけで終わってしまう気がする。例えば使用水量の減少について、使用量を向上させる取組を紹介して、それに対して市民にはこう関わって欲しいといったメッセージ性があると、読み手（市民）は冊子を受け取りやすく、また理解もしやすい。ただ知ってもらっただけの冊子ではなく、「使用量向上」、「不祥事に対する信頼の回復」など何を伝えていきたいのかが明確であった方が良い。

京都市： 上下水道事業のPRと経営についてのPRを一体化することは、大きな課題と認識している。「京の水だより」の市民しんぶんへの折り込みや、施設の一般公開、下水道80周年事業におけるパネル展示などを通じて市民への分かりやすいPRを行っているが、市民向け小冊子についても、そういう中での取組として、どこまで市民に分かりやすくPRできるかが課題であると認識している。

経営評価についても、目標に対してどこまでできたのかを、市民に分かりやすく説明するのが第一義的な課題ではあり、発信主義で終わらないように到達主義とする工夫が大事である。ご指摘のとおり、市民の関心のあるところに、いかに焦点を当て、分かっているかということが、我々の広報活動の根幹であると思っている。今年度作成する市民向け小冊子についても、その点を再確認しながら作業を進めていきたい。

津崎委員： まずは、冊子を見ようという気にさせる工夫をお願いしたい。そのためには、市民の関心の高い事項を冊子に入れてもらいたい。例えば、今年度は雨量も多く浸水被害も多かったので、浸水対策はタイムリーなテーマだと思う。浸水対策に関する取組など関心の高いテーマをうまく冊子の中でPRしていけば、市民も冊子を最後まで読み進めることができると思う。

水谷委員長： 市民向け小冊子の内容が評価のみだと、成績表（通知表）のような印象を与えてしまう。例えば1ページ目には上下水道事業のタイムリーなテーマを、トピック・コラム欄には水をうまく使うための工夫など市民の興味をひくテーマを組み込むことは一つの方法だと思う。

小林委員： 市民向け小冊子によって、「市民に何を伝えたいか」が明確にわかるような工夫が必要だと思う。例えば、冊子に「あなたの意見をお聞かせください」と記載しておけば、問題意識を持ってもらうための冊子なのだ、というメッセージは伝わると思う。

また、評価を分かってもらうという以前に、市民の中でも主婦をはじめとして女性の方が男性より水を使用する機会が多いと考えられるので、表紙なども女性

(主婦) が手にとりやすい工夫が必要だと思う。

京 都 市： 市民向け小冊子の最初のページや、トピック・コラム欄の使い方について、意見を参考に検討したい。

西村副委員長： 様々な議論があったが、結局、冊子にどういうメッセージを加えることになるのか。「水を使ってください」ということになるのか、「節水は重要だ」ということになるのか。

京 都 市： 一般論として、今の時代に「水をどんどん使ってください」ということにはならない。「水を大切に使う」、「必要なときに必要な量を使う」ということだと思う。例えば、水を使えば安価に涼しくなり、節電につながることもあるし、プラスチック容器も、水で洗うことでリサイクルできるということもある。こういった環境面からも必要なメッセージを発信していくことが上下水道事業者の使命であると考えます。

西村副委員長： 今のお話はよく理解できる。そういうメッセージを冊子に反映してもらえれば、共感する市民が多いと思う。

水谷委員長： 市民向け小冊子の作成に当たっては、21年度実績評価に、前年度比較や、他都市（大規模都市）平均との比較などを入れ、京都市の現状を理解しやすい工夫をしてもらいたい、という点を意見として付け加えておきたい。

3 今後の予定

京 都 市： 本年度の経営評価審議委員会は、今回を含め3回の開催を予定している。平成21年度事業を対象とした平成22年度経営評価については、ただいま作業を進めており、9月末ごろに公表する予定である。公表後の10月から11月頃に第2回委員会を開催し、平成22年度経営評価について御審議いただき、その後、12月から来年1月頃には第3回委員会を開催し、経営評価等に関する意見の整理、取りまとめを行ったうえで、公表して参りたいと考えている。

水谷委員長： 本日の議事録の署名については、小林委員と津崎委員にお願いする。
それでは、本日の委員会は、これで終了する。(了解)

4 閉会

平成 22 年度経営評価における前年度からの改善点

項目	平成 22 年度経営評価における改善点
上下水道事業経営 評価全般	市民の皆さまへの説明をより一層充実させるため、本冊に加え、内容にメリハリをつけた簡潔で分かりやすい市民向け小冊子（概要版）を作成した。 【参考】 市役所情報公開コーナー，区役所・支所，市立図書館，上下水道局営業所等にて配架。上下水道局ホームページに情報掲載。
経営指標評価	市民の皆さまにより分かりやすく，的確に経営状況をお伝えするため，指標ごとに 3 箇年の実績を掲載し，経年の動向が分かる記載とした。 【参考】 経営評価本冊に記載（23～34 頁）
取組項目評価	市民の皆さまにより分かりやすく，的確に当該年度の取組状況をお伝えするため，中期目標（24 年度目標），長期目標（29 年度目標）を明示することで，現在の進捗よく度について把握しやすい記載とした。 【参考】 経営評価本冊に記載（45 頁）
上下水道局企業 改革プログラム	中期経営プランと企業改革プログラムとの関連性を踏まえ，取組項目評価における企業改革プログラムの位置付けを明確にしたうえで，同評価を実施した。 【参考】 経営評価本冊に記載（56 頁など）⇒（取組項目評価実績欄の該当項目に☞と表記）

「企業改革プログラム」に基づく取組実績について(平成21年度)

資料4

(平成22年3月末時点)

企業改革プログラム取組項目	主な実施内容	平成22年度経営評価(取組項目評価)の位置付け 施策目標-重点推進施策-取組項目番号, 取組項目名
5つの改革		
1 組織改革の断行		
(1)配水管理センター施設課と漏水修繕センターの統合・再編	・水道管路管理センターの設置	V-1-⑤ 企業力向上のための組織改革の推進
(2)水道管路建設部門の再編	・水道管路建設事務所の設置	V-1-⑤ 企業力向上のための組織改革の推進
(3)技術管理課の設置	・技術管理課の設置	V-1-⑤ 企業力向上のための組織改革の推進 V-3-① 技術部門の執行体制の見直し V-4-④ 知識・経験や技術・技能の継承
2 業務改革による経営効率化の推進		
(1)宿日直業務の原則廃止	・宿日直業務の原則廃止(営業所, 浄水場, 疏水事務所, 水道管路管理センター, 洛西配水場, 下水道管路管理センター) ・休日・夜間電話受付業務, 営業所庁舎等の警備の委託化	V-1-① 事業の効率化の推進 V-1-② 民間活力の導入の推進
(2)民間委託等の拡大	・潜在漏水調査業務の委託化による人員削減 ・OB職員の活用による人員削減	V-1-① 事業の効率化の推進 V-1-② 民間活力の導入の推進
(3)市民感覚を基本とした業務の推進	・水道工事監督体制の見直しによる人員削減	V-1-① 事業の効率化の推進 V-4-② 職員の能力発揮のための職場環境の整備
3 意識改革, コスト意識の徹底		
(1)第三者による経営評価制度の導入	・経営評価審議委員会の設置, 運営	V-1-④ 経営評価を活用したPDCAサイクルの確立
(2)組織目標の共有化	・所属長マニフェストの策定・実践, 検証の実施	V-1-⑤ 企業力向上のための組織改革の推進 V-4-① 職員の資質向上のための取組の推進
(3)インセンティブの付与	・職員表彰制度の充実	V-4-① 職員の資質向上のための取組の推進
4 人材育成・技術継承の強化		
(1)新たな人材育成システムの構築	・「上下水道局人材育成基本方針」の改定	V-4-① 職員の資質向上のための取組の推進
(2)「職員行動指針」の改定・実践	・「上下水道局職員行動指針」の改定	V-4-① 職員の資質向上のための取組の推進
(3)技術継承・技術研修の充実	・技術力継承発展推進部会の開催, 技術研修の実施	V-3-① 技術部門の執行体制の見直し V-4-④ 知識・経験や技術・技能の継承
(4)民間企業との人事交流の推進	・公益事業者と派遣研修協定書の締結	V-4-① 職員の資質向上のための取組の推進
5 危機管理体制の充実		
(1)漏水事故発生時の緊急対応体制の構築	・水道管路管理センター(北部, 南部配水管理課)の設置, 当直制の導入	I-6-① 危機管理体制の強化
(2)大規模な被害を伴う事故・災害時の危機管理体制の構築	・新型インフルエンザ対応マニュアル・事業継続計画の策定 ・各所属で危機管理マニュアルの策定 ・応急給水訓練の実施	I-6-① 危機管理対策の強化